

(区長答弁)

1 認可保育園の入所選考基準における居住年数の積算方法について

まず、現行制度に対する評価と居住期間の考え方についてです。

認可保育施設入所に係る利用調整基準の優先順位に関しては、平成28年度に様々な議論を踏まえ、現行制度への見直しを行っており、本区に継続して居住している世帯を優先することにより、定住促進につながっているものと認識しています。

転出前の居住期間を合算しないことについては、ご指摘のような意見があることは認識していますが、転出理由や期間が様々であり、公平性や公正性の観点から、現時点では適切な対応であると考えています。

次に、証明可能な範囲内での居住日数の合算についてです。

法令による文書の保存期間の関係から、居住歴の証明が可能な方とそうでない方の差が生じるなど、課題もありますが、ご案内の他自治体の事例を参考に、公平・公正な保育園の入所基準の観点から、検討していきます。

2 子育て世帯の転出抑制に向けた住宅施策について

まず、子育て世帯向けの住宅環境に対する私の認識についてです。

令和3年度に実施した「住宅マスタープラン改定基礎調査」では、平成30年以降、共同住宅の平均面積は約40㎡で推移しており、コンパクトな住宅の供給が増えていることから、今後、ファミリー世帯向け住宅の不足が見込まれ、その改善が課題であると認識しています。

次に、住宅マスタープランに掲げる目標の進捗と転出抑制の関連性についてです。

住宅マスタープランでは、良質で多様な住宅ストックの確保を基本目標に掲げ、誘導居住面積水準以上の世帯割合を38%から50%にすることを目標としています。

誘導居住面積とは、世帯人数に応じた豊かな住生活の実現を前提とした基準であり、子育て世帯だけでなく、高齢世帯や単身世帯も含めて算出しており、増加する単身世帯のニーズに対応した住宅の供給増などの要因から、ご指摘の状況となっていると受け止めています。

目標値の進捗と子育て世帯の転出との関連性についてですが、子育て世帯の転出超過は、住宅の広さのほか、家賃や利便性などの複合的な要因があることから、評価が難しいと考えます。

次に、今後の住宅施策についてです。

区としては、子育て世帯に限らず、「誰もが安心して快適に暮らし続けることができるまち」を住宅マスタープランにおける基本理念として掲げ、住宅施策を推進しています。

その中で、子育て世帯の方にも安心して住み続けていただけるよう、ニーズに合った住宅供給を図るため、良質な集合住宅認定制度を見直し、より広い居住面積に誘導できるよう、補助内容を拡充するほか、セーフティネット住宅の家賃低廉化補助による家賃軽減、住宅取得の

利子補助制度などに、引き続き取り組んでいきます。

**\*本要旨は聞き取りによるもので公式なものではありません。**